

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イベント等開催時の収容率制限が設けられるなど文化芸術に関する公演や展示、上映（以下「文化芸術公演等」という。）を実施することが困難な状況が続くなか、文化芸術公演等の主催者に対し、会場使用料等の助成を行うことにより、市内の文化芸術活動を支援し、市内文化芸術施設の利用促進を図るとともに、市民の文化芸術を鑑賞する機会を拡充することを目的とする。

※文化芸術公演等とは、次の①～③のいずれかに該当するもの

- ①音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、落語、その他の芸術・芸能の公演
- ②絵画、工芸、彫刻、版画、写真、陶芸、書道、その他の芸術の展示
- ③映画、アニメーション、その他の芸術の上映

2 対象施設

利用料金が公表されている市内の施設であって、公共施設または以下のいずれかに該当する民間の施設

- (1) ホール・劇場など（興行場法の許可を受けた施設）
- (2) ライブハウス（食品衛生法等の許可を受けた施設）
- (3) その他、一般的に公演又は展示を行う会場と認知され、利用料金が公表されている施設であって、2019年度以降本事業の申請時まで、有料で施設を貸し出して行う文化芸術公演等の開催実績を有する施設

※対象施設一覧は当事業事務局（川崎市文化財団）HPに掲載します。

※民間施設は施設の所有者又は管理者による登録が必要です。対象施設一覧に掲載されていない民間施設で実施する場合は、「助成要件となる民間施設の確認書」（様式第1号の1）を交付申請書とともに提出してください。

3 対象事業

対象となる文化芸術公演等は、前条に規定する対象施設で実施されるものであって、次の各号の全てに該当するもの

- (1) 令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに実施されるもの
- (2) 不特定多数の観客を対象としているもの（チラシまたはインターネット等で周知をし、広く市民に鑑賞機会を提供する事業であること。無観客配信（映像収録）のみの場合を含む）。
- (3) 国、神奈川県、川崎市が示すイベント開催に係る方針や内閣官房ウェブサイトに掲載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に即し、感染症拡大防止措置を十分に行って実施するもの。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象としません。

- ①政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動
- ②暴力団若しくは暴力団員が行う活動又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に関与していると認められる活動
- ③国、地方公共団体、申請対象施設の管理者が主催・共催する事業

※ただし、上記の共催が名義や広報協力だけであり、公演・展示等への経費助成等を受けていないと認められるものは除きます。

- ④国、地方公共団体、又は本市出資法人等が発注した事業(委託事業)
- ⑤国又は地方公共団体、その他助成団体等から施設使用料・付帯設備使用料の助成を受けている事業
- ⑥国又は地方公共団体、申請対象施設から施設の使用料又は設備使用料等について免除、減免等を受ける事業
- ⑦飲食等、文化芸術以外のサービスの提供と一体となったイベント
※ただし、ライブハウスにおけるワンドリンク制の公演等は除きます。
- ⑧公序良俗に反するもの

4 対象者

対象事業の主催者（個人・団体）

※ただし、対象施設の所有者又は管理者による主催事業は対象となりません。

5 助成対象経費

会場となる施設の使用料及び付帯設備使用料（実費）

※公演本番と連続するリハーサルや設営・撤去のための会場使用料、施設に附随する楽屋等の使用料を含む。

※音響・照明などのテクニカルスタッフ等の人件費は含みません。

6 助成額

助成対象経費（実費）の2分の1の額（千円未満切り捨て）

額の確定通知後に指定口座に振込手数料を差し引いた額を振込みます。

本事業での申請は1申請者につき1回限りとします。

●上限額について

○客席1,000席未満又は客席数の設定のない施設を利用して行われる公演・上映：**20万円/日**

※1つの公演で連続3日まで申請できます。

○客席1,000席以上の施設を利用して行われる公演・上映：**40万円/日**

※1つの公演で連続3日まで申請できます。

○文化芸術の展示：**20万円/週** ※1つの展示等で連続2週まで申請できます。

例1 公演期間が5日間（準備・撤収含む）の場合は、公演日を含む連続3日間を選んで申請

例2 展示期間が8日間（準備・撤収含む）の場合は、「1週（7日）+1日」なので、切り上げて2週で申請

例3 展示期間が水曜から翌週火曜までの場合、暦では2週にまたがりますが、7日間のため1週で申請

7 申込方法

川崎市文化芸術活動応援事業（会場使用料等助成）交付申請書（様式第1号）を川崎市文化財団のホームページよりダウンロードして必要事項を記入し、添付資料（詳細は交付申請書を参照）を添えてメールまたは郵送で当事業事務局（川崎市文化財団）に提出してください。

公益財団法人 川崎市文化財団 文化芸術活動応援事業担当（平日9時～17時）

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー5F

メール josei@kbz.or.jp 電話 044-544-9641 FAX 044-544-9647

8 申請受付期間

令和3年5月17日（月）～令和4年2月28日（月）

※**先着順に受け付け、予算の上限に達した時点で終了します。**（郵送の場合は、当事業事務局（川崎市文化財団）で受付した日の17時着とします。）

※**公演の開催前に申請が必要です。**審査に時間を要するため、できる限り開催の2週間前までに申請してください。

ただし、4月1日～6月15日（火）に開催する公演については、本事業の周知期間が短いことを考慮し、6月30日（水）（必着）まで申請を受け付けます。ただし、5月17日からの先着順です。お早めに申請書を提出してください。

9 交付・不交付決定

申請書を受理後、申請内容を事務局で審査し、要件に合致していると認められた場合は交付決定通知書（様式第6号）を、申請内容が要件に合致していないと認められた場合は不交付決定通知書を申請者あてにメールまたは郵送します。

※申請内容に不明点がある場合は、電話、メール等で確認させていただく場合があります。

10 事業内容の変更・辞退

(1) 交付決定後に申請内容（事業名称、事業目的・内容・対象・人数の大幅な変更、開催日程、会場、助成申請額等）に変更が生じた場合は、変更届（様式第2号）を提出してください。

※対象経費が増額となった場合であっても当初交付決定額から増額になる変更は認められません。

※当日プログラムの一部変更など、軽微な変更は届出の必要はありません。

(2) 再審査のうえ変更後も要件を満たしていると認められた場合は変更承諾通知書（様式第8号）をメールまたは郵送します。

(3) 交付決定後に主催者都合により公演を中止することになった場合や、本助成制度の対象要件とならない内容への変更を行う場合は、速やかに辞退届（様式第3号）を事務局へ提出してください。事務局で確認の上、辞退承認通知書（様式第9号）をメール又は郵送します。

11 事業報告、助成金の支払い

(1) 実績報告に必要な書類は下記の通りです。

①実績報告書（様式第4号）

②振込口座届出書（様式第5号）

③施設使用料・設備使用料の支払いを証明する書類（振込明細書・領収書等）の写し

※川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）で予約し、口座振替により引き落とされている場合は、次のア又はイのいずれかを添付してください。ただし、口座振替日は翌月となるため、提出方法は下記（2）及びQ&A（川崎市文化財団HPに掲載）を参照してください。

ア ふれあいネットの口座振替結果の確認画面を印刷したもの

イ 通帳の写し（通帳名義及び該当の明細部分）

④施設使用料・設備使用料の金額内訳が確認できる書類(明細付き請求書等)の写し

⑤事業内容がわかる資料（当日のプログラム、フライヤー、パンフレット等も可）

⑥記録写真1：受付や会場内での観客誘導の様子など実際の感染防止対策が分かるもの

⑦記録写真2：公演中の客席・ステージの様子が分かるもの

(2) 事業終了後2週間以内または令和4年4月5日のいずれか早い方までに、該当する上記書類をメールまたは郵送により事務局あてに提出してください。

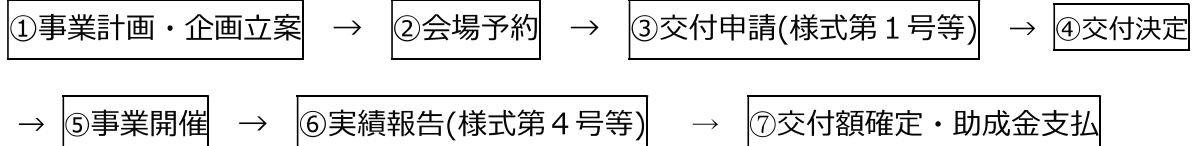
※会場使用料等の口座振替日が未到来で間に合わない場合でも、実績報告書及びそれ以外の必要書類は2週間以内(または4月5日のいずれか早い方)に提出し、口座振替の証拠書類は振替日以降速やかに確認し、提出してください。

(3) 助成金は、実績報告の審査を経て「交付額確定通知書」(様式第7号)を送付した後、原則として30日以内にお支払いします。助成額は交付決定額を上限として実績報告に基づき確定します。(実際に支払った施設使用料等に応じた額となります。)

(4) 助成金支払いの審査にあたり、追加の資料提出を求める場合があります。また、公演当日を含め、開催状況や感染防止対策の確認のため川崎市及び事業事務局の川崎市文化財団職員が現地に伺う場合があります。主催者は事務局の求めに応じ協力してください。

(5) 助成金は様式第5号「振込口座届出書」にて届出された口座へ振込みます。振込手数料を助成金額から差し引いた額の入金となります。

12 手続きの流れ



13 その他

(1) 交付決定の取消

次の項目に該当した場合は交付決定を取り消します。また、助成金の支払い後に交付決定の取り消しとなった場合は、助成金の返還請求を行います。

ア 虚偽の申請、その他の不正が判明した場合

イ 交付決定後に、交付要件を満たしていない事実が判明した場合

ウ 変更届の提出なしに申請内容を大幅に変更した場合又は事務局が求める追加の資料提出や開催状況確認等への協力要請に応じなかった場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(2) 個人情報の取扱

当財団は、「公益財団法人川崎市文化財団個人情報保護方針」に基づき、事業において収集する個人情報を適正に管理します。

14 提出・問い合わせ先

公益財団法人 川崎市文化財団 文化芸術活動応援事業担当（平日9時～17時）

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー5F

メール josei@kbz.or.jp 電話 044-544-9641 FAX:044-544-9647